



山形県公報

平成19年12月4日(火)
第1897号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                               |                      |      |
|-------------------------------|----------------------|------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....        | (健康福祉企画課) ...        | 1527 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....     | (同) ...              | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....        | (同) ...              | 1528 |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....     | (同) ...              | 同    |
| 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定.....  | (最上総合支庁福祉課) ...      | 同    |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... | (都市計画課) ...          | 1529 |
| 道路の区域の変更.....                 | (村山総合支庁西村山建設総務課) ... | 同    |
| 道路の位置の指定.....                 | (村山総合支庁建築課) ...      | 同    |

### 労働委員会関係

#### 告 示

|                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示..... | 1530 |
|---------------------------------------|------|

### 公 告

|                    |                 |      |
|--------------------|-----------------|------|
| 一般競争入札の公告.....     | (管財課) ...       | 同    |
| 大規模小売店舗の変更の届出..... | (商業経済交流課) ...   | 1531 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....  | (置賜総合支庁建築課) ... | 1532 |

## 告 示

### 山形県告示第1068号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年12月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地       | 指定年月日     |
|--------------|------------------|-----------|
| 戸田薬局         | 酒田市観音寺字町後33番地の28 | 平成19.10.1 |
| ヒップメンタルクリニック | 山形市南栄町二丁目14番6号   | 同 11.1    |
| 丸橋内科クリニック    | 新庄市栄町6番地の1       | 同 11.2    |

### 山形県告示第1069号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年12月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日      |
|-----------|------------------|------------|
| 戸田薬局      | 酒田市観音寺字町後33番地の28 | 平成19. 9.30 |
| 庄司眼科医院    | 山形市東原町一丁目12番14号  | 同 10.31    |
| 今野内科胃腸科医院 | 鶴岡市みどり町29番24号    | 同 11. 1    |

## 山形県告示第1070号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年12月4日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日      |
|-------------------------|--------------------------------|--------------------|------------|
| ほっと新庄デイサービスセンター         | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 新庄市大字泉田字下村西19番地の72 | 平成19.10. 1 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら松山 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 酒田市字西田12番地 5       | 同 10. 8    |

## 山形県告示第1071号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年12月4日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地  | 廃止年月日      |
|---------------|---------------|-------------|------------|
| コムスンのやわらぎ新庄城西 | 小規模多機能型居宅介護   | 新庄市城西町7番11号 | 平成19.10.31 |

## 山形県告示第1072号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年12月4日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                        | 指定年月日      |
|-------------------------------------|------------------------------------|------------|
| 社会福祉法人清流会<br>最上郡戸沢村大字蔵岡字野中沢前山2759番地 | 指定相談事業 清流園<br>最上郡戸沢村大字蔵岡字上ノ山3718番地 | 平成19.10.11 |

## 山形県告示第1073号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種類 酒田都市計画公園

(2) 名称 2・2・22号港南公園、2・2・39号高見台一丁目公園、2・2・42号若宮町二丁目公園

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成19年12月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成19年12月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 田代白岩線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 寒河江市大字留場字留場94番1から<br>同 52番3まで | 旧    | 20.5メートル<br>と<br>29.7 | メートル<br>110 |
| 同 上                           | 新    | 19.2メートル<br>と<br>28.5 | 同 上         |

## 山形県告示第1075号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成19年12月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 指定の番号 私道村総建第106号

## 2 指定の場所 寒河江市丸内二丁目366 - 1の一部

3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長47.76メートル

## 4 指定年月日 平成19年11月27日

## 労働委員会関係

### 告 示

#### 山形県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成19年11月22日認定した。

なお、平成17年9月30日山形県労働委員会告示第1号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示）は、廃止する。

平成19年12月4日

山形県労働委員会  
会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業等の名称  
県が経営する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業
- 2 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤 務 箇 所                                     | 労働組合法第2条第1号に規定する者                                                                                    |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山 形 県 企 業 局<br>本 局                          | 局長、参事、課長、主幹、総務企画課副主幹、課長補佐（課長に事故がある場合その事務を代決する者1人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。）、総務企画課総務企画専門員、同課職員主査及び同課財務主査 |
| 山 形 県 企 業 局<br>南 部 発 電 管 理 事 務 所            | 所長及び副所長                                                                                              |
| 山 形 県 企 業 局<br>発 電 所 建 設 事 務 所              | 所長                                                                                                   |
| 山 形 県 企 業 局<br>北 部 発 電 管 理 事 務 所            | 所長及び副所長                                                                                              |
| 山 形 県 企 業 局<br>村 山 地 区 水 道 事 務 所            | 所長及び副所長                                                                                              |
| 山 形 県 企 業 局<br>最 上 地 区 水 道 事 務 所            | 所長及び副所長                                                                                              |
| 山 形 県 企 業 局<br>置 賜 地 区 水 道 事 務 所            | 所長及び副所長                                                                                              |
| 山 形 県 企 業 局<br>庄内地区水道事務所(庄内地区水道事務所平田支所を除く。) | 所長及び副所長                                                                                              |
| 山 形 県 企 業 局<br>庄内地区水道事務所平田支所                | 支所長及び副支所長                                                                                            |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年12月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                               | 日 時                      | 入札に付する物件                            | 予定価格       |
|-----------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|------------|
| 村山市榎岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎204会議室 | 平成19年12月25日(火)<br>10時30分 | 村山市大字長善寺字水口124番2<br>宅地 467.10平方メートル | 3,336,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                            | 場 所                               | 日 時                      |
|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 村山市大字長善寺字水口124番2<br>宅地 467.10平方メートル | 村山市榎岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎204会議室 | 平成19年12月14日(金)<br>10時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成20年4月4日まで縦覧に供する。

平成19年12月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ山形北

山形市嶋土地区画整理事業地内62街区1画地外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

代表取締役 梶本 六夫

## 3 変更する事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）166台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）196台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## 4 変更年月日

平成19年11月23日

## 5 届出年月日

平成19年11月19日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年4月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年12月4日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                   |                                    |                                    | 敷金      | 摘要      |                                    |
|------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---------|---------|------------------------------------|
|            |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |         |         | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営成田アパート   | 長井市成田3102-3      | 3DK  | 58.4                          | 1    | 一般用 | 14,900円                 | 18,100円                           | 21,400円                            | 24,700円                            | 28,500円 | 32,700円 | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同 小国アパート1号 | 西置賜郡小国町大字兵庫3-3-9 | 同    | 58.0                          | 4    | 同   | 13,000円                 | 15,700円                           | 18,600円                            | 21,500円                            | 24,800円 | 28,500円 |                                    |
| 同 飯豊アパート   | 同 飯豊町大字萩生3893-3  | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 15,100円                 | 18,300円                           | 21,600円                            | 25,000円                            | 28,800円 | 33,100円 |                                    |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成19年12月10日から同月14日まで(ただし、郵送の場合は、平成19年12月14日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成20年1月下旬